

手 続 き

資格の喪失を希望する場合は「任意継続被保険者 資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」(以下「申出書」)に記入して健保へ提出して下さい。

「申出書」が健保に到着後、資格喪失の手続きを進めます。

【返却物】返却物は喪失日の前日まで有効ですので喪失日以降に健保へ返却して下さい。

【保険料】喪失月後も引き落とす場合が有ります。その場合は申出書に記入された口座へ後日返還いたします。

(手続き方法)

1. 就職し、被保険者資格を取得したため

申出書の提出は、新しい保険証を貰ってから記入し、新しい保険証の写しと、下記に該当するものを添付して健保へ提出して下さい。

- ・保険証(家族を含む)
- ・新しい会社の保険証の写し(家族を含む)
- ・限度額適用認定証(申請者のみ)
- ・高齢受給者証(該当者のみ)

2. 被保険者が死亡のため

申出書に記入し下記に該当するものを添付して健保へ提出して下さい。

尚、「埋葬料請求書」等に添付している場合は不要です。

- ・保険証(家族を含む)
- ・死亡が確認できる書類(死亡証明書など)
- ・限度額適用認定証(申請者のみ)
- ・高齢受給者証(該当者のみ)

※被保険者が亡くなった翌日から、現在の保険証は全員使用できません。新しく加入する健康保険において「資格喪失証明書」が必要な時は健保へご連絡ください。

3. 75歳に到達したため

申出書に記入し下記に該当するものを添付して健保へ提出して下さい。

- ・保険証(家族を含む)
- ・高齢受給者証(家族を含む)
- ・限度額適用認定証(申請者のみ)

被保険者は75歳の誕生日から市区町村が運営する「後期高齢者医療制度」の被保険者になります。詳しくはお住まいの市区町村役所へお問い合わせ下さい。

4. 任意継続被保険者でなくなることを希望するため

①申出書を記入し健保へ提出して下さい。

②喪失日が来たら下記に該当するものを健保へ返却して下さい。

- ・保険証(家族を含む)
- ・限度額適用認定証(申請者のみ)
- ・高齢受給者証(該当者のみ)

③国保や被扶養者に加入希望の場合は「資格喪失証明書」を喪失日以降に送付しますので加入先へ提出し手続きして下さい。

■資格喪失後の医療費

資格喪失日以後に従前の保険証や診察券でそのまま医療機関にかかりますと、その医療費は後日、当健保組合へ返還していただくこととなりますのでご注意ください。

■資格喪失後の健診

資格喪失日以降に予約されてる健診は、受診資格が無効となります。

前後して受診に関する送付物が到着した場合、お手数ですが破棄して頂きますようお願いいたします。